

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月22日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730075

研究課題名（和文） 専門家による財産管理の研究

研究課題名（英文） Administration of property by legal profession

研究代表者

宮本 誠子 (MIYAMOTO SAKIKO)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：00540155

研究成果の概要（和文）：

成年後見人に法律の専門家が選任されるケースが増加するにつれ、成年被後見人死亡による成年後見終了後の財産管理をいかにおこなうかが問題となっている。成年被後見人の死亡により、成年後見は終了し、後見人には財産管理の権限も義務もなくなる。しかし、財産はなお成年後見人の手元に残ることから、相続人の遺産管理との抵触が生じる。本研究では、フランス相続法の中に、相続人の権限や遺産分割の規律と抵触しない分野を見だし、死後の事務の法的理論化への示唆を得た。

研究成果の概要（英文）：

As a lot of legal professions are appointed to be a guardian, the administration of property after death of an adult ward is turned into legal issue. The office of a guardian comes to an end when an adult ward died, and the pressing necessary business after death of a ward make legal conflicts between guardian and heirs who are entitled to administrate inherited property. This research found out in French succession law the field where there is not the above conflicts and the theory which makes possible of the continued administration by guardian.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、フランス法、相続、遺産管理、成年後見、死後事務

1. 研究開始当初の背景

近時、高齢化が進み、自律できない高齢者の保護、すなわちその身上監護や財産管理をどのようにおこなうかが喫緊の課題となっている。

かつて、人は高齢になり、自律できなくな

ると、再び家族の手を借りていた。しかし、最近では、家族関係の希薄化が進み、身の周りのことを第三者に託すケースが増えてきた。特に、財産の管理については、法律の専門家に依頼するケースが急増している。平成7年には、成年後見人・保佐人・補助人に親

族が選任されるケースが全体の96%を占めていたが、平成22年には親族以外の第三者が選任されたケースが、全体の約41.4%にのぼり、その内訳は、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人となっている（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成22年1月～12月—」資料10）。

このように、成年後見人等に選任されたのが第三者である場合には、成年被後見人等の死亡後、その者の財産管理をどのようにおこなうのか、後見人の権限・義務は法的にどう位置づけられるのかが明らかでないにもかかわらず、とりわけこの第三者が法律の専門家である場合には、様々な者が後見人に対して、権限のない財産の管理や、その財産に関する法律行為を要望する状況にあった。

2. 研究の目的

高齢者が自己の財産の管理を第三者に依頼するのは、身内（推定相続人）に管理してくれる人がいない場合や、推定相続人間に争いがある場合が多い。高齢者の財産を、その死亡後、相続人が管理しようとしなかった場合、また、共同相続人間に争いがあり、財産の引渡しスムーズに行えない場合、成年被後見人等であった専門家は手元にある財産を引き続き管理せざるを得なくなる。

相続法の原則で考えると、高齢者の遺産に対して、専門家には権限はなく、また、財産を管理する義務もなく、相続人にその権限がある。専門家が引き続き財産を管理すると、権限のない者による管理が継続していることになる。

この問題は、わが国では成年被後見人等による「死後事務」の問題として捉えられている。そして、主に、後見任務終了後の成年被後見人等には何が「できる」のかという視点から、議論がなされてきた（例えば、特集「死後の事務」実践成年後見10号（2004年））。

しかし、死後事務の問題は、人の死亡後の財産をどのように扱うかというものである。本来は、当該財産は死亡した高齢者の相続人の遺産であり、相続人にその管理権限があるという視点が欠かせない。そこで、相続人による遺産管理が本来の姿であることに留意しつつ、専門家が被相続人の財産を生前～死後を通じて、どのように管理すればよいのか、特に死後には、本来、権限がなく「できない」こと、義務ではなく「すべきでない」ことの中に、おこなったとしても問題のない領域はないか、その場合の法的理論如何を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、専門家による財産管理を検討するものであるが、その前提として、相続人の

遺産管理を理解する必要がある。そこで、研究を2段階に分け、相続人の遺産管理の理論を明らかにする作業を進めながら（下記4（1）に該当）、専門家による財産管理の法的理論を探った（下記4（2）に該当）。

研究にあたっては、主にフランス法の分析をおこなった。フランス法は、わが国の相続法の母法であり、包括承継や遺産分割の遡及効等、わが国が導入した制度を今なお維持している。また、19世紀から20世紀の前半にかけて、遺産共有（相続人が複数いる場合、相続開始から遺産分割までの間、遺産は相続人間の共有となり、これを「遺産共有」と呼ぶ）に関する理論を学説が提唱し、判例が蓄積された経緯がある。共有の規律に関する1976年12月31日の法律は、こうした判例法理を取り入れ、立法化した。さらに、相続及び遺贈（無償での財産処分をいう）の改正を定める2006年6月23日の法律は、遺産共有・遺産分割の理論を洗練させ、遺産管理がより円滑におこなわれるような工夫もなされている。このようなフランス法であれば、死後の財産管理について何らかの理論を有しており、それがわが国に一定の示唆を与えるのではないかと考えた。

4. 研究成果

（1）相続人による遺産管理

本研究の基礎とも言える、相続人による遺産管理の研究は、過去におこなった研究を踏まえつつ、それをさらに深化させた。具体的には、抵当権付き相続不動産が遺産分割前に売却された事案において、競落代金債権を遺産分割でどのように扱うべきかにつき、破産院連合部1907年12月5日判決を分析し、相続開始後遺産分割前においては、相続人に遺産の管理権限があり、管理権限に着目した理論構成の可能性を示唆した（拙稿「可分債権の相続と遺産管理」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、2012年）85～92頁。過去の研究にこの分析等を加えたものとして、宮本誠子「可分債権の相続と遺産管理」私法74号（2012年）197～204頁、Sakiko MIYAMOTO《Les créances successorales et l'administration de la succession》同316～317頁）。また、相続債務が遺産分割前に清算される理論を提供するものとして、破産院審理部1912年12月24日判決（フレコン判決と呼ばれる）を検討した（拙稿「可分債務の相続と清算」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、2012年）93～100頁）。いずれも、相続人の遺産管理理論をより明確にするもので、とりわけ後者については、死亡した成年被後見人の債務（例えば未払い入院費、入居費）の支払いについて考察する際にも、

見逃すことのできない理論だと考える。

(2) 専門家による財産管理

①問題の所在

専門家による財産管理については、まず次のように問題点を明らかにした。

成年後見等は、成年被後見人等の死亡によって当然に終了する。成年後見人等が親族、とりわけ子である場合、この者は、死亡した者の相続人であるため、死後は相続人として財産、すなわち遺産の管理を継続することになる。生前は「成年後見人」等の資格で他人の財産を管理し、死後は「相続人」として「遺産」の管理をおこなう。

これに対して、成年後見人等が第三者である場合、成年後見等の終了により、成年被後見人等の財産は、その相続人が管理すべき遺産となり、成年後見人等は財産に対する何らの権限も失う。ところが、財産を即時に相続人に引き渡せるわけではない。それは、財産管理を第三者に託す、つまり、家族関係の希薄化が進んでいるケースではなおさらのことである。また、成年後見人等が、法律の専門家である場合には、専門家が財産を手元に置いている点に着目して、周囲の者がなんらかの法律行為をおこなうことを期待したり（例えば、病院や施設から遺体を引き取り、本人の財産からその費用を負担して、葬式を執り行うことが求められたり、未払い医療費の請求を受けたりする）、相続財産の引渡しをめぐって、相続人間の遺産分割争いに巻き込まれたりすることもある。債務の支払いについては、相続人の承認・放棄との関係も問題となる。

このようなことから、死後の財産管理に第三者が関与せざるを得ない場合には、相続法の規律と抵触しないことが前提となる。しかし、相続法の規律と抵触しない範囲であれば、第三者関与の可能性があることも言え、わが国ではその法的理論が十分でないことが明らかになった。

②死後事務の可能性

次に、相続法の規律と抵触しない範囲を探った。わが国では、死後事務は、他人による事務として、「事務管理」（民法697条）あるいは委任終了後の「応急処分義務」（民法874条による654条準用）として処理するしかなく、法的理論が不十分な状況にある。そこで、ここでもフランス法の検討を試みた。

フランス相続法において、伝統的に認められている概念に、「相続財産の負担」（charges de la succession）がある。「被相続人が生前に責任を負っていた債務ではないが、被相続人の死亡、すなわち相続開始によって生じた債務」と定義され、葬式費用や、遺産分割にかかる費用が含まれるとされる。死亡とい

う事実そのものから生じる債務、死亡したからこそ生じた債務を、人の最期に関する費用として、あたかも本人が人生の最期を締めくくるかのように、本人が負担する費用と考え、本人は死亡しているので、相続財産に負担させる。これは相続債務とは異なる消極財産であるため、相続の承認・放棄の影響を受けない。相続法の規律と抵触しない理論の一つと言えそうである（日本法について、拙稿「被相続人の死亡と死後の事務」松川正毅編『成年後見における死後の事務』（日本加除出版、2011年）27～35頁、フランス法について、拙稿「フランス法における成年後見制度と死後事務」同233～240頁参照）。

また、フランスでは、2006年6月23日の法律により、「死後に効力の生ずる委任（mandat à effet posthume）」の制度が導入されている。これは被相続人が生前に、死亡後の財産管理を第三者に委任する制度である。委任契約は一身専属性があり、本来、当事者の死亡によって終了するものであるが、「死後に効力の生ずる委任」は、当事者の死亡後に効力が生じる委任である。また、相続人には相続財産を保持する権限（「セージュヌ」という）が認められており、これは強行法規的であるとされているにもかかわらず、この委任制度は、相続人から財産管理権限を奪い、その権限を受任者に与えている。受任者は、相続人の代理人としてではなく、自己の権限で管理をおこなう。委任の一般原則にも、相続の基本原則にも反するため、厳格な要件のもとではあるが、第三者による遺産の管理が制度上認められている。この委任を利用するためには、本人が生前に委任契約を締結しておく必要があり、能力が必要で、法定後見の場合には応用できないが、「死後事務」を考える際には、有益な示唆を与える制度と言える。

(3) 今後の課題

フランス法は遺産管理の様々な理論を提供してくれるが、わが国に取り入れようとするには、立法すべき点も多い。そのため、より広い視野にたって検討することが必要と言え、特に次の2点が今後の課題となる。1つめは、消極財産をめぐり遺産管理の理論化である。フランス法における「相続債務」と「相続財産の負担」の相違、遺産の積極財産との関係、債務の清算のしくみ、放棄や限定承認との関連に着目したい。2つめは、遺産管理の権限についてである。第三者が財産を管理することの是非、その範囲、理論を明らかにしたい。

成年後見終了後の「死後事務」の問題は、解決の急がれている問題であり、今後も真摯に研究を続けたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 宮本誠子 「可分債権の相続と遺産管理」、私法、査読なし、74号、2012年、197～204頁

② Sakiko MIYAMOTO 《 Les créances successorales et l'administration de la succession》、私法、査読なし、74号、2012年、316～317頁

[学会発表] (計1件)

① 宮本誠子 「可分債権の相続と遺産管理」、日本私法学会、2011年10月9日、神戸大学

[図書] (計2件)

① 松川正毅ほか編、法律文化社、『判例にみるフランス民法の軌跡』(2012年)(85～92頁の「可分債権の相続と遺産管理」及び93～100頁の「可分債務の相続と清算」を執筆)

② 松川正毅編、日本加除出版、『成年後見における死後の事務』(2011年)、総ページ249頁(編集担当、また、27～35頁の「被相続人の死亡と死後の事務」及び233～240頁の「フランス法における成年後見制度と死後事務」を執筆)

[その他]

宮本誠子 「後見活動における死後の事務」、(社)新潟県社会福祉会権利擁護センター「ぱあとなあ新潟」2011年度成年後見関係専門職合同研究会(招待講演)、2011年7月9日、ユニゾンプラザ(新潟県)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本 誠子 (MIYAMOTO SAKIKO)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：00540155

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし